第**25**回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年5月23日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

場所

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号 日本教育会館7階 中会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席願えない場合には、書面又はインターネット により、議決権を事前に行使していただきますようお願いいた します。

目 次

	主総会招集ご通知	
		4 29
. — . —		32
		35
株主総会参考書	雪類 ······	40
第1号議案	剰余金の配当の件	40
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)	
	4名選任の件	41
第3号議案	監査等委員である取締役2名選任の件 …	45

株式会社エディア

証券コード:3935

(証券コード 3935) 2025年5月8日 (電子提供措置の開始日2025年4月30日)

株主各位

東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号 株式会社 エ デ イ ア 代表取締役社長 賀鳥義成

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://edia.co.jp/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年5月22日(木曜日)午後6時までに議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

敬具

- **1. 日 時** 2025年5月23日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
- **2. 場 所** 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号 日本教育会館7階 中会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第26期 (2024年3月1日から2025年2月28日まで) 事業報告、連結計算書 類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に ご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月22日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(3頁)の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年5月22日(木曜日)午後6時までに行使してください。

(4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

[◎]電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

- 2. 議決権行使について
 - (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。
 - (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主様のご負担となります。
- 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
 - (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
 - 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
 - (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア、証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に□座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に□座のない株主様(特別□座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事業報告

(自 2024年3月1日) 至 2025年2月28日)

I. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復が続いたものの、欧米の高い金利水準の継続や中国経済の停滞といった海外経済の減速が景気の下振れリスクとなっており、加えて物価上昇、人手不足による供給制約、地政学リスクの長期化、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、依然として景気の先行きは不透明であり、十分な注意が必要な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、2023年におけるモバイルコンテンツ関連市場は9兆5,866億円(対前年比112%)、スマートフォン市場は2兆9,329億円(対前年比105%)、モバイルコマース市場は6兆6,537億円(対前年比116%)と市場全体で年々成長を続けております。スマートフォン市場としては、ゲーム市場が1兆4,532億円(対前年比100%)、電子書籍市場が5,046億円(対前年比106%)、動画・エンターテイメント市場が5,260億円(対前年比112%)、音楽コンテンツ市場も2,033億円(対前年比110%)と前年比で増加しております(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ、2024年8月現在)。

当該ゲーム市場には多くのスマートフォンゲームが投入され、競争が激化しており、より 高品質のゲームを投入するために開発費が増加する傾向にあります。また、電子書籍市場に おいても、インターネット上の小説等をコンテンツ化するビジネスモデルに多くの競合他社 が参入しており、その作品確保の競争が激化しています。さらに、動画・エンターテインメ ント市場及び音楽コンテンツ市場においても、消費者ニーズの多様化に伴う構造変化に晒さ れています。

このような事業環境の中、当社グループは総合エンターテインメント企業として、エンタメIPの創出・取得とそれらのクロスメディア展開を加速させ、事業の多角化と収益力向上に注力して参りました。

当連結会計年度のIP事業におきましては、オンラインくじサービス『くじコレ』、女性顧客向けオンラインくじサービス『まるくじ』は前連結会計年度に引き続き、人気IPとのコラボレーションを数多く行うなど積極的に展開し、当社グループの業績を牽引いたしました。

また、ゲームサービスにおいては、Nintendo Switch等で当社オリジナルIPタイトルや、当社保有のレトロゲームタイトル復刻版の販売、欧米市場に向けたライセンスアウトにより、当社グループの収益に貢献いたしました。

出版事業におきましては、コミック作品数の増加により、紙出版・電子書籍共に売上が大きく伸び、目標どおり進捗いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,607,053千円(前連結会計年度比10.1%増)、営業利益は262,857千円(前連結会計年度比62.6%増)、経常利益は237,581千円(前連結会計年度比49.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は234,016千円(前連結会計年度比55.9%増)となりました。

- (2) 設備投資の状況 当連結会計年度において、重要な設備投資はありませんでした。
- (3) 資金調達の状況 当連結会計年度において、重要な資金調達はありませんでした。
- (4) 対処すべき課題 当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。
 - ① 知名度の向上と顧客数の拡大 当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及びサービスの知名度を 向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であ ると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループ の知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを展開し、当社グループのサ ービスをより多くの顧客に利用してもらえるように、新規顧客を獲得するための施策 を積極的に実施することで顧客数の拡大に努めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社グループでは優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進し、人材を育成する事により、組織体制の強化とサービスのクオリティ向上を目指してまいります。

③ 技術革新への対応

当社グループが展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社グループは、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等を行い、新技術の普及状況を捉えた事業展開を推進してまいります。

④ コンテンツの安全性及び健全性強化への対応

インターネット市場の拡大に連れて、コンテンツの安全性及び健全性に対する社会 的な要請は一層高まりを見せております。当社グループは、コンテンツサービスを提 供する立場から、顧客が安心して利用できるように、ウェブサイトの安全性及び健全 性を強化していくことが必要であると考えております。

⑤ グループIPを活かした事業拡大

当社グループでは、ゲームサービス、ライフエンターテインメントサービス、電子書籍・出版サービス、音楽レーベルサービスなど、多くのサービスで蓄積されたグループIPを活用した事業の多角展開を目指しております。IPのグループ内創出に向けた施策、またその活用方法を継続的に模索し、収益性のあるサービスを展開することで、更なる成長を狙ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2022年2月期)	第24期 (2023年2月期)	第25期 (2024年2月期)	第26期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売 上 高 (千円)	2,494,085	2,760,874	3,277,503	3,607,053
経常利益(千円)	113,815	146,092	158,671	237,581
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	108,101	150,666	150,079	234,016
1株当たり当期純利益(円)	17.66	24.59	24.49	38.17
総 資 産 (千円)	1,551,676	1,648,120	2,401,643	2,997,553
純 資 産 (千円)	869,062	992,162	1,142,241	1,371,218
1株当たり純資産額(円)	141.68	161.77	186.26	221.08

⁽注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株 式数により算出しております。

^{2. 1}株当たり当期純利益と、1株当たり純資産額は小数点以下第3位を四捨五入しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2022年2月期)	第24期 (2023年 2 月期)	第25期 (2024年2月期)	第26期 (当事業年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	1,192,565	1,225,171	1,006,491	899,770
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	48,599	95,557	8,654	△13,522
当期純利益 (千円)	56,127	110,197	49,942	60,562
1株当たり当期純利益(円)	9.16	17.98	8.15	9.88
総 資 産 (千円)	1,132,985	1,098,503	1,533,584	1,718,441
純 資 産 (千円)	826,816	936,996	986,939	1,042,462
1株当たり純資産額(円)	134.78	152.77	160.92	168.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株 式数により算出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益と、1株当たり純資産額は小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - (6) 重要な親会社及び子会社の状況
 - ① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社ティームエンタテインメント	15,000千円	100.0%	音楽・ドラマCD制作、 アニメ・ゲーム関連の各種グッズの 企画・制作・販売
株式会社一二三書房	70,000千円	100.0%	ライトノベル・コミック等の出版物 の企画・制作・販売
株式会社ゼロディブ	9,600千円	100.0%	コンシューマーゲームソフトウェア の企画・開発

- (注) 2025年2月28日に株式会社ゼロディブの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
 - (7) 主要な事業内容(2025年2月28日現在) 当社の主な事業内容は以下のとおりであります。

サービス区分	主なサービス
IP事業	ゲームサービス ゲームアプリケーションの企画、開発、運営 ライフエンターテインメントサービス モバイル向け実用サービスコンテンツやアプリケーションの企画、開発、提供 音楽レーベルサービス ゲームやアニメ関連の音楽、ドラマCDの企画、制作、販売、配信 グッズサービス アニメやゲーム関連のグッズ等の制作、販売 IPのライセンスアウト 受託開発・運用、システム・アプリ開発
出版事業	ライトノベル、コミック等の出版物及び電子書籍の企画、編集、出版

(8) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

① 当社

本 社	東京都 千代田区
-----	----------

② 子会社

株式会社ティームエンタテインメント	東京都 千代田区
株式会社一二三書房	東京都 千代田区
株式会社ゼロディブ	東京都 千代田区

(9) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	
101名	16名増	

- (注) 1. 使用人数は、正社員のほか契約社員を含む就業人数を記載しております。
 - 2. 前事業年度末に比べ使用人数が16名増加しておりますが、主として株式会社ゼロディブが連結子会社となったことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	1名増	36.1歳	4年6ヶ月

(注) 使用人数は、正社員のほか契約社員を含む就業人数を記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額	
興産信用金庫	240,078千円	
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円	

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2025年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 11,680,000株

(2) 発行済株式の総数 6,198,000株

(うち自己株式 142株)

(3) 当事業年度末の株主数 4,785名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
原尾 正紀	998,400株	16.1%
株式会社ミートプランニング	288,000株	4.6%
ASG Japan株式会社	276,000株	4.5%
大辻 英弘	160,000株	2.6%
東京短資株式会社	105,000株	1.7%
西村 裕二	101,500株	1.6%
賀島 義成	100,800株	1.6%
岩崎 桂子	66,600株	1.1%
小林 有一	55,400株	0.9%
株式会社SBI証券	54,411株	0.9%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式 (142株) を控除して計算しております。
 - (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項(2025年2月28日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	2020年4月14日 取締役会発行決議	2021年11月15日 取締役会発行決議	2025年1月14日 取締役会発行決議
発行日	2020年4月14日	2021年11月15日	2025年1月14日
新株予約権の発行価額	120,000円	670,000円	90,000円
役員の保有状況	1,200個(1名)	6,700個(1名)	900個(2名)
うち取締役 (監査等委員を除く)	1,200個(1名)	6,700個(1名)	900個(2名)
うち社外取締役 (監査等委員を除く)	-個(-名)	-個(-名)	-個(-名)
うち取締役 (監査等委員)	-個(-名)	-個(-名)	-個(-名)
新株予約権の目的となる株式 の種類及び数	普通株式 140,000株 (新株予約権 1 個当たり 100株)	普通株式 700,000株 (新株予約権 1 個当たり 100株)	普通株式 90,000株 (新株予約権 1 個当たり 100株)
新株予約権の行使時に払込を すべき金額	1 株当たり 382円	1株当たり 416円	1株当たり 448円
新株予約権の行使期間	2020年4月30日から 2030年4月30日まで	2021年11月30日から 2031年12月1日まで	2025年2月21日から 2035年2月20日まで

新株予約権の行使条件

新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合もしくは当社の取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の内容の概要

		第16回新株予約権	
発行決議日		2025年1月14日	
新株予約権の数		900個	
新株予約権の目的となる株式	の種類と数	普通株式 900個 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	
新株予約権の行使に際して出資さ	れる財産の価額	新株予約権1個当たり 44,800円 (1株あたり 448円)	
権利行使期間		2025年2月21日から2035年2月20日まで	
行使の条件		新株予約権を行使するには、新株予約権者は、 権利行使時においても当社の取締役(監査等委員 である取締役を含む)、従業員、その他これに準 ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了 による退任、定年退職その他これに準ずる正当な 理由のある場合もしくは当社の取締役会において 承認を得た場合にはこの限りではない。	
使用 人等へのなけば没	当社使用人	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 割当者数 2人	
使用人等への交付状況 	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 60,000株 割当者数 3人	

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	原尾 正紀	株式会社ティームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役
代表取締役社長	賀島 義成	株式会社ティームエンタテインメント 代表取締役社長 株式会社一二三書房 代表取締役会長 株式会社テクノロジーズ 社外取締役 上海芝钻文化創意有限公司 董事長 株式会社ゼロディブ 取締役
取 締 役	奥村 理絵	株式会社ティームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役
取 締 役	坂本 剛	QBキャピタル合同会社 代表社員
取締役(常勤監査等委員)	柏倉 周郎	株式会社ティームエンタテインメント 監査役 株式会社一二三書房 監査役 株式会社ゼロディブ 監査役
取締役(監査等委員)	藤池智則	弁護士 堀総合法律事務所 パートナー 株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役監査等委員 ペットゴー株式会社 社外取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	河野 幸久	公認会計士・税理士 監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員

- (注) 1. 取締役坂本剛、柏倉周郎、藤池智則及び河野幸久の各氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員藤池智則氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な知見を有するものであります。
 - 3. 監査等委員河野幸久氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役坂本剛氏、柏倉周郎氏、藤池智則氏、河野幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
 - 5. 当社は、事業の規模及び特性等に鑑み、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、定款において常勤の監査等委員を選定できる旨を定めており、当該規定に基づき柏倉周郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役坂本剛氏、柏倉周郎氏、藤池智則氏及び河野幸久氏との間で、会社 法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結 しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最 低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を設定しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役であり、その保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項

2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は年額300,000千円(うち社外取締役分年額50,000千円)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円と決議されております(決議時の取締役の員数は6名、うち社外取締役4名)。

また、報酬等の決定方針は以下のとおりとなります。

I. 基本的な経営の考え方

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、①株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、②変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築及び経営の効率性を担保する経営監視体制の充実、③健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て事業活動を展開、以上の3つをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めています。

この方針の下、『SMART MEDIA COMPANY』を企業コンセプトに掲げ、スマー

トフォンなどのモバイル向けコンテンツサービスの企画・開発・運営を行うモバイルインターネットサービスに加え、ライトノベル・コミック・電子書籍・ドラマCDなど近年需要が高まってきているコンテンツを提供し、総合エンターテインメント企業としての更なる飛躍を目指します。

Ⅱ. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、上記の経営の考え方を実現するために、以下を基本方針とします。

- (1) 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- (2) 経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、人材市場において相応の競争力があること
- (3) 株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること
- (4) 報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

Ⅲ. 報酬水準の考え方

「基本報酬」は職責等に応じて報酬額を決定していますが、「年次業績賞与」は、 事業年度ごとのグループ業績及び各人の貢献面から総合評価を行い、その評価に応じ て報酬額を決定しています。

Ⅳ. 報酬構成

<社外取締役以外の取締役>

社外取締役以外の取締役の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬から構成されます。このうち、金銭報酬部分については、①定額・固定の「基本報酬」と②事業年度ごとのグループ業績に連動する「年次業績賞与」とからなります。また、非金銭報酬については、③中長期的なコミットメントを求める株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬を設定します。この点、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識します。

< 計外取締役>

社外取締役の報酬は、原則として、定額・固定の「基本報酬」のみの構成とします。これは、社外取締役には、社外取締役以外の取締役による業務執行の監督が主に期待されるところ、独立性の観点から、これらの取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

V. 業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績や株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

<年次業績賞与>

客観性、透明性のある指標である連結売上高と連結営業利益のそれぞれについて、50% (割合は毎期見直し) ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、0%から150%の幅で変動します(業績評価指標を100%達成した場合、100%)。ただし、連結営業損益が赤字の場合、不支給となります。

<株式報酬型ストックオプション>

株式報酬型ストックオプションは、業績達成率に応じて付与される当社の株式報酬 として当社株式の新株予約権を付与します。

<譲渡制限付株式報酬(RS)>

譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock (RS))は、業務執行取締役の中長期的なコミットメント(継続的な業務遂行)を目的として、事業年度を通じて時価総額40億円以上を達成した翌事業年度から、譲渡制限付株式報酬を付与します。この報酬部分については、会社業績とは連動せず、任期と株価にのみ連動することとなります。

VI. 決定プロセス

取締役(社外取締役を除く)の報酬制度や報酬水準および報酬構成の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額および業績達成率については、社外取締役が過半数を占める取締役会での審議を踏まえ、取締役会の決議により一任された代表取締役社長である賀島義成が確定、決定します。外部環境の劇的な変化等に対応するため、この取締役報酬方針または各報酬構成やその水準の見直しが必要となった場合には、取締役会における検討を経て、取締役会決議によりそれら

の改定を行うことがあります。

<当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び 決定された報酬等の内容が、社外取締役が過半数を占める取締役会で審議された決定 方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断して おります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (1名)	75,000千円 (1,200千円)
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計	8名	87,000千円

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において年額300百万円以内(うち、社外取締役分年額50百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち社外取締役1名)です。
 - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において年額 30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名で す。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
 - 1. 取締役坂本剛氏はQBキャピタル合同会社の代表社員を兼務しております。 当社とQBキャピタル合同会社との間には、特別な関係はありません。
 - 2. 取締役柏倉周郎氏は株式会社ティームエンタテインメントの監査役、株式会社一二 三書房の監査役及び株式会社ゼロディブの監査役を兼務しております。 株式会社ティームエンタテインメント、株式会社一二三書房及び株式会社ゼロディ ブは当社の子会社であります。
 - 3. 取締役(監査等委員) 藤池智則氏は堀総合法律事務所のパートナー、株式会社ベネフィット・ワンの社外取締役監査等委員及びペットゴー株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。

当社と堀総合法律事務所、株式会社ベネフィット・ワン及びペットゴー株式会社との間には、特別な関係はありません。

4. 取締役(監査等委員)河野幸久氏は監査法人フィールズ、税理士法人フィールズの代表社員を兼務しております。

当社と監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズとの間には、特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
坂本 剛	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には15回全て出席し、主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
柏倉 周郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には15回全て、監査等委員会には15回全てに出席し、財務関連部門での経験を通じて培った知識・見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
藤池 智則	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には15回全て、監査等委員会には15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
河野 幸久	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には15回全て、監査等委員会には15回全てに出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り の算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
 - (3) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。
 - (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項 当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する 業務の停止3カ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2018年6月15日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議し、2018年6月15日から施行いたしました。

① 取締役、執行役員及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため の体制

当社グループは、当社の掲げる企業ビジョン「SMART MEDIA COMPANY 私どもはモバイルを通じて、人々の生活に笑顔をもたらすサービスを創造し続けます」を共通の志として、社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視する。

当社グループは、当社の定めたコンプライアンス体制にかかる各種規程を取締役等が 法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図る ため、当社の管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することと し、同部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコン プライアンス体制の構築・推進を行う。

当社において内部監査部門を設置し、管理部門と連携の上、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施する。これらの活動は当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の管理部門は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は 支援を実施するものとする。

必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。

法令上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として、管理部門担当取締役及び常勤の監査等委員並びに当社顧問弁護士に対するホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書(電磁的記録を含む。以下同じ)、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報等(以下、「文書等」)を法令及び社内規程に従い保存・管理し、また当社子会社においても文書等を同様に保存・管理させるものとする。社内規程に従い、取締役及び監査等委員が常時上記の文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループのリスク管理体制、その他の体制 当社グループのリスク管理体制に係る基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、それぞれの当社担当部署及び当社子会社にて、規程、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ全体的な対応は当社の管理部門が行うものとする。

新たに生じたグループ経営上の重要なリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループの経営の基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。 当社グループ取締役会は、取締役等が共有すべき全社的な目標を定め、業務執行取締 役はその目標達成のために各部門及び当社子会社の具体的目標及び会社の権限分配・意 思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。

担当取締役は、目標達成の進捗状況について、ITを活用して取締役会において定期的にレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告され るものとする。

当社子会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、適宜当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

関係会社管理規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。

内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

⑥ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、関係会社管理規程により、当社子会社に関して、コンプライアンス確保、会 計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。

当社の業務執行取締役に、当社グループ全体の法令遵守体制、リスク管理体制を構築

する権限と責任を与えることとし、当社の管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。

- ② 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び従業員を置くことを求めた場合における、当該取締役及び従業員に関する体制ならびにその取締役及び従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項 監査等委員会は、当社の取締役及び従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び従業員はその命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制 業務執行取締役は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を業務執行取締役及び従業員が速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。内部監査部門は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
- ⑨ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社グループにおいては通報者に不利益が及ばないように、いかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないことを社内規程等に明記し、従業員に対して周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会及び監査等委員がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の 請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

監査等委員会は、当社子会社の監査役(若しくはこれらに相当する者)及び内部監査 部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。 監査等委員会は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて代表取締役会長及び代表取締役社長並びに会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部 統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備・構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

当該基本的な考え方に基づく社内検証マニュアルを整備し、取引先の属性チェックを 行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)において、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 職務執行の適正性および効率性の向上 当事業年度は定例を含め15回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る 重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は定例を含め15回の監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

- ③ 当社における業務の適正性の確保 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針 当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に ついては、特に定めておりません。
- (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企画の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。健全な財務体質の維持と、積極的な事業展開に必要な内部留保の充実、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく方針です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、経営成績及び財政状態の推移や今後の計画を十分に勘案した結果、1株につき7円00銭の期末配当を実施することを予定しております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。 また、年齢、年数及び比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2025年2月28日現在

資産の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,700,488	流動負債	1,135,087
現 金 及 び 預 金	1,767,927	量 掛 金	236,994
売掛金及び契約資産	575,875	短期借入金	237,400
商品及び製品	52,651	1 年内返済予定の長期借入金	196,267
仕 掛 品	141,857	未 払 金	66,900
原材料及び貯蔵品	51	未払費用	9,933
前払費用	100,446	未払法人税等	48,075
未 収 入 金	24,799	未払消費税等	39,016
未収消費税等	1,359	型 約 負 債 預 り 金	181,279
その他	55,414	預 り 金 賞 与 引 当 金	21,645 11,129
貸倒引当金	△19,894	見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,939
	297,065		84,322
有形固定資産	12,516		179
建物	7,654	「 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
工具、器具及び備品	4,862		491,247
無形固定資産	85,046	長期借入金	489,637
ソフトウェア	6,545	資産除去債務	1,610
その他無形固定資産	2,050	負 債 合 計	1,626,335
の れ ん	76,450	純資産の	部
投資その他の資産	199,502	株主資本	1,370,193
	5,000	資 本 金	23,373
投資有価証券 関係会社株式	25,283	資本剰余金	741,621
		利益剰余金	605,333
敷金及び保証金	34,010	自己株式	△135
繰延税金資産	121,414	新株予約権	1,025
そ の 他	13,793	純資産合計	1,371,218
資産合計	2,997,553	負債・純資産合計	2,997,553

連結損益計算書

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

	科目	金額	
Ι.	売 上 高	3,607,053	
Ι.	売 上 原 価	1,520,351	
	売 上 総 利 益	2,086,702	
Ⅲ.	販売費及び一般管理費	1,823,844	
	営 業 利 益	262,857	
IV.	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息	1,934	
	そ の 他	1,956 3,890	
V.	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	9,969	
	株 式 交 付 費	2,000	
	為	3,913	
	支 払 手 数 料	13,202	
	そ の 他	81 29,166	
	経 常 利 益	237,581	
VI.	特 別 損 失		
	投資有価証券評価損	10,000 10,000	
	税金等調整前当期純利益	227,581	
	法人税、住民税及び事業税	48,125	
	法 人 税 等 還 付 税 額	△627	
	法 人 税 等 調 整 額	△53,932 △6,435	
	当期 純 利 益	234,016	
	親会社株主に帰属する当期純利益	234,016	

連結株主資本等変動計算書

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

	株主資本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	10,663	728,911	401,956	△135	1,141,395		
当期変動額							
新株の発行(新株予約 権の行使)	3,750	3,750	_	_	7,500		
新株の発行(譲渡制限 付株式報酬)	8,960	8,960			17,920		
剰余金の配当	_	_	△30,639	_	△30,639		
親会社株主に 帰属する当期純利益			234,016	_	234,016		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_		_	_	_		
当期変動額合計	12,710	12,710	203,377	_	228,797		
当期末残高	23,373	741,621	605,333	△135	1,370,193		

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	845	1,142,241
当期変動額		
新株の発行(新株予約 権の行使)		7,500
新株の発行(譲渡制限 付株式報酬)		17,920
剰余金の配当	_	△30,639
親会社株主に 帰属する当期純利益	_	234,016
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	180	180
当期変動額合計	180	228,977
当期末残高	1,025	1,371,218

貸借対照表

2025年2月28日現在

資 産 の	部	負債の	部
	金額		金額
科目 流動資産	1,449,329	科目 流動負債	477,347
現 金 及 び 預 金	975,764		32,893 237,400
売掛金及び契約資産	157,706	短期借入金 1年内返済予定の長期借入金	114,620
商品及び製品	12,228		44,610
仕 掛 品	53,924	未 払 金 未 払 費 用	5,489
	51		290
		未払消費税等	10,794
前 払 費 用	13,430		5,295
未 収 入 金	153,397	預 り 金 1	12,706
関係会社貸付金	100,000		11,129
そ の 他	2,720	情報利用料引当金	1,939
算 倒 引 当 金	△19,894	未払配当金	179
 固定資産	269,112	固定負債	198,631
		長期借入金	198,631
有形固定資産	4,862	負 債 合 計	675,978
建物	0	純資産の	部
工具、器具及び備品	4,862	株主資本	1,041,436
無形固定資産	8,595	資 本 金	23,373
ソフトウェア	6,545	資本剰余金	770,508
その他無形固定資産	2,050	資本準備金	13,373
		その他資本剰余金	757,134
投資その他の資産	255,654	利益剰余金	247,690
関係会社株式	200,000	利益準備金	4,563
投 資 有 価 証 券	5,000	その他利益剰余金	243,126
敷金及び保証金	20,469	繰越利益剰余金 自己株式	243,126 △135
繰延税金資産	17,641		1,025
その他	12,542	純 資 産 合 計	1,042,462
資産合計	1,718,441	負債・純資産合計	1,718,441

損益計算書

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

	科目			金	額
Ι.	売 上		高		899,770
Ι.	売 上	原	価		331,514
	売 上 総	利	益		568,256
Ⅲ.	販売費及び一	般管理	費		559,878
	営業	利	益		8,377
IV.	営 業 外	収	益		
	受取	利	息	1,924	
	その		他	1,437	3,361
V.	営 業 外	費	用		
	支 払	利	息	6,083	
	株 式 交	付	費	2,000	
	為替	差	損	3,913	
	上 場 関	連 費	用	13,202	
	その		他	61	25,261
	経常	損	失		13,522
VI.	特 別	損	失		
	投資有価証	券 評 価	損	10,000	10,000
	税 引 前 当 其	列 純 損	失		23,522
	法人税、住民税	及び事業	税	△95,177	
	法 人 税 等	調整	額	11,092	△84,084
	当 期 純	利	益		60,562

株主資本等変動計算書

自 2024年3月1日 至 2025年2月28日

	株 主 資 本					
			資本剰余金	利益剰余金		
	資 本 金	≫ +≭#◆	その他	~ + 페스스스=	刊光洗供会	その他利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,663	663	757,134	757,798	1,500	216,267
当期変動額						
新株の発行(新株予 約権の行使)	3,750	3,750	_	3,750	_	_
新株の発行(譲渡制 限付株式報酬)	8.960	8.960	_	8.960	_	_
剰余金の配当	_	_	l	_	3,063	△33,703
当期純利益	_	_		_		60,562
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	_	_	-	_	_	_
当期変動額合計	12,710	12,710	_	12,710	3,063	26,859
当期末残高	23,373	13,373	757,134	770,508	4,563	243,126

	株主資本				
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金合計				
当期首残高	217,767	△135	986,093	845	986,939
当期変動額					
新株の発行(新株予 約権の行使)	_	_	7,500	_	7,500
新株の発行(譲渡制 限付株式報酬)			17,920	_	17,920
剰余金の配当	△30,639		△30,639		△30,639
当期純利益	60,562		60,562		60,562
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	_	_	_	180	180
当期変動額合計	29,923		55,343	180	55,523
当期末残高	247,690	△135	1,041,436	1,025	1,042,462

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

株式会社エディア 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディアの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業 の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

株式会社エディア 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディアの2024年3月1日から2025年2月28日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す る。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表 示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査を行いました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議(内部統制基本方針)に 基づき整備されている体制に関して、業務執行取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が2023年5月24日付にて決議した2023年度監査等委員会監査計画に基づき当委員会が定めた「監査等委員会監査基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、オンラインによるコミュニケーションも活用しながら、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、業務執行取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類あるいは書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、関連子会社3社につきましては、その取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条の各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、効率的かつ健全なグループ経営は、エディア・グループ内の事業シナジーを高め、新たな収益源を創出する上で、必要不可欠なものと考えます。よって、今後とも企業集団の内部統制システムの実効性の維持・強化に関する継続的な取り組みが、重要であると認識しております。
- (2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年4月16日

株式会社エディア 監査等委員会

 監査等委員
 柏 倉 周 郎 印

 監査等委員
 藤 池 智 則 印

 監査等委員
 河 野 幸 久 印

(注) 監査等委員柏倉周郎および監査等委員藤池智則ならびに監査等委員河野幸久は、会社法第2条第15号および第331条 第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第26期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開及び財務内容等を 勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1)配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき7円 なお、この場合の配当総額は、43,385,006円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年5月26日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数	
1	はら ま まさ のり 原 尾 正 紀 (1968年3月3日生)	1990年 4 月 日産自動車株式会社入社 1999年 4 月 当社設立代表取締役社長就任 2018年 2 月 当社子会社 株式会社ティームエンタテインメント取締役就任(現任) 2018年 8 月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就任(現任) 2019年 5 月 当社代表取締役会長就任 2024年 5 月 当社取締役会長就任(現任) (重要な兼職) 株式会社ティームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役	998,400株	
	取締役候補者とした理由			
	同氏は、当社の創業者として、企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も			
	経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすた			
	め、取締役(監査等委員である取締役を除く)として選任をお願いするものであります。			

2002年 4 月 ニイウス コー株式会社入社 2006年 8 月 株式会社クリアストーン入社 2007年 4 月 当社入社経理部長就任 2011年 3 月 当社管理部長就任 2011年 5 月 当社取締役副社長就任 2018年 8 月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就任 2019年 3 月 当社子会社 株式会社ティームエンタティンメント取締役就任 2019年 5 月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2020年 8 月 当社子会社 株式会社ティームエンタティンメント代表取締役社長就任 (現任) 2020年 8 月 当社子会社 株式会社ティームエンタティンメント代表取締役社長就任 (現任) 2023年 1 月 上海芝钻文化創意有限公司董事長就任 (現任) 2024年 3 月 当社子会社 株式会社・二三書房代表取締役会長就任 (現任) 2025年 2 月 当社子会社 株式会社・二三書房代表取締役会長就任 (現任) 2025年 2 月 当社子会社 株式会社ゼロディブ取締役就任 (現任) 2025年 2 月 当社子会社 株式会社ゼロディブ取締役就任 (現任) 2025年 2 月 当社子会社 株式会社ゼロディブ取締役就任 (現任) 2025年 2 月 当社子会社 株式会社・二三書房代表取締役会長 株式会社・二三書房 代表取締役会長 株式会社・フノロジーズ 社外取締役 上海芝钻文化創意有限公司 董事長 株式会社ゼロディブ 取締役 取締役候補者とした理由 同氏は、当社の取締役として、事業全般及び管理部門における豊富な実績と見識を有し、現在も	候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
	2		2006年8月 2007年4月 2011年3月 2011年5月 2017年5月 2018年8月 2019年3月 2019年3月 2019年3月 2020年8月 2023年1月 2024年3月 2025年2月 (重要な社ティー 株式会社ナテクル 上海芝钻文化館	株式会社クリアストーン入社 当社入社経理部長就任 当社町締役就任 当社取締役就任 当社取締役副社長就任 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就 任 当社子会社 株式会社ティームエンタテインメント取締役就任(現任) 当社子会社 株式会社ティームエンタテインメント代表取締役社長就任(現任) 当社子会社 株式会社ティームエンタテインメント代表取締役社長就任(現任) 株式会社テクノロジーズ社外取締役就任(現任) 上海艺钻文化創意有限公司董事長就任(現任) 当社子会社 株式会社一二三書房代表取締役会長就任(現任) 当社子会社 株式会社ゼロディブ取締役就任(現任) 当社子会社 株式会社ゼロディブ取締役就任(現任)	100,800株
営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取役(監査等委員である取締役を除く)として選任をお願いするものであります。		同氏は、当社の取締役と 営陣としての重要な役割を	を果たしている。	ことから、その経験と見識を当社の経営に活っ	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	まく むら り え 奥 村 理 絵 (1981年2月28日生)	2011年9月当社入社2022年12月当社総務人事部長就任2023年7月当社管理部長就任2024年3月当社管理部門執行役員就任2024年5月当社取締役就任(現任)(重要な兼職)株式会社ティームエンタテインメント取締役株式会社一二三書房取締役	1,000株
	取締役候補者とした理由 同氏は、当社の取締役として、管理部門における豊富な実績と見識を有し、現在も経営陣としての 重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役(監査等委 員である取締役を除く)として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数	
4	ざか もと つまし 坂 本 剛 (1966年11月14日生)	1989年 4 月 株式会社リコー入社 2004年 1 月 国立九州大学知的財産本部客員助教授就任 2010年 4 月 株式会社産学連携機構九州代表取締役就任 2015年 4 月 国立大学法人九州大学客員教授就任 2015年 4 月 QBキャピタル合同会社代表社員就任 (現任) 2016年 5 月 当社社外取締役就任(現任) 2019年 4 月 北九州市立大学特任教授就任 事業構想大学院大学特任教授就任(現任) (重要な兼職) QBキャピタル合同会社 代表社員	_	
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
	同氏は、大学の産学連携組織や技術移転機関のマネジメントなど多彩な見識と、長年培われた企業			
	経営の経験に基づき、幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレートガバナンスの強化に向けてご			
	尽力いただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在			
	任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 2. 坂本剛氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、坂本剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。坂本剛氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 坂本剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役藤池智則氏及び河野幸久氏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

<u> </u>			
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	藤 池 智 則 (1967年9月18日生)	1997年10月 司法試験合格 2000年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 堀裕法律事務所 (現 堀総合会計事務所) 入所 2005年10月 英国・アシャースト法律事務所入所 2006年 2月 堀裕法律事務所 (現 堀総合会計事務所) 復職 2012年 5月 当社監査役就任 2017年 5月 当社社外取締役 監査等委員就任 (現任) (重要な兼職) 堀総合法律事務所 パートナー 株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役 監査等委員 ペットゴー株式会社 社外取締役 監査等委員	_
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、弁護士として長年培われた豊富な法律知識・経験等を有しており、また、当社監査役としての監査経験を有しております。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これまでも弁護士としての見地から、特に内部統制及びコンプライアンスの面で的確な助言をいただいており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものでありま		

す。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	河 野 幸 久 (1968年3月7日生)	1994年10月 監査法人トーマツ入社 (現 有限責任監査 法人トーマツ) 2004年10月 フィールズ共同公認会計士事務所 (現 監査法人フィールズ) 設立 代表就任 (現代表社員) 2005年12月 税理士法人フィールズ設立代表社員就任 (現任) 2012年5月 当社監査役就任 2017年5月 当社社外取締役 監査等委員就任 (現任) (重要な兼職) 監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員	_
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、税務会計業務に関する専門的な知識と公認会計士及び税理士としての豊富な経験を有して おり、また、当社監査役としての監査経験を有しております。これまでも、客観的かつ公正な立場に 立って経営の監視監督、業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切に提言 をしていただいており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査に活かしていただけるものと判 断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社 外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 2. 上記候補者藤池智則氏及び河野幸久氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は藤池智則氏及び河野幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同 取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定 であります。
 - 3. 当社は上記各候補者との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低限度 額としております。藤池智則氏及び河野幸久氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該 責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法 第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により填補することとしておりま す。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内 容での更新を予定しております。

■会場ご案内図

会場:東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

日本教育会館7階 中会議室

TEL: 03-3230-2833



交通・東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線「神保町駅」

A1出口 徒歩約3分

A8出口 徒歩約3分

・東京メトロ東西線「竹橋駅」

1 b出□ 徒歩約5分

 \bigcirc 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。